

愛知県公立大学法人の第二期中期目標期間の業務実績評価実施要領

1 趣旨

愛知県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「総合評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2 評価方針

総合評価は、次に掲げる方針により行う。

- (1) 大学の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、大学改革の推進に向けた継続的な質的向上に資する。
- (2) 中期計画に定めた項目ごとの具体的な実施状況について調査・分析し、進捗状況等の達成度を踏まえた業務全体を評価することにより、業務運営の改善、充実に資する。
- (3) 評価の過程を通じて、法人の業務達成に向けての取組、進捗状況を明確にすることにより、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。

3 評価方法

総合評価は、中期計画の大項目を単位として、中期目標に対する達成状況を確認する「項目別評価」と、その結果等を踏まえつつ、事業活動全般、業務運営（財務、人事等）などの法人の活動全体について評価する「全体評価」により行う。

総合評価の実施にあたっては、法人が中期計画の項目ごとに業務実績を記入し、その進捗状況を法人自らが評価した業務実績報告書（以下「報告書」という。）を作成し、評価委員会に提出する。

評価委員会は、報告書に基づき法人からヒアリングを行い、調査・分析し評価する。

なお、戦略性が高く意欲的な計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。

① 項目別評価

当該中期計画に定める各項目について、その実施状況を確認することにより、当該中期目標の達成状況を確認し、以下のア～ウにより評価する。

なお、「教育研究等の質の向上に関する目標」に関する項目については、その質の向上に資する施策の達成状況を、当該期間終了時までには実施された認証評価機関の評価も踏まえて評価する。

ア 法人による自己点検・自己評価

法人は、報告書において中期計画の小項目ごとにⅠ～Ⅳランクの4段階で評価し、計画の実施状況及び判断理由を記載する。

また、大項目ごとの特記事項に法人として特色ある取組や大学運営を円滑に進めるための工夫などアピールできる事項等を記載する。

ランク	評 価 基 準
Ⅳ	中期計画を上回って実施している。
Ⅲ	中期計画を十分に実施している
Ⅱ	中期計画を十分には実施していない。
Ⅰ	中期計画を実施していない。

イ 評価委員会による法人の自己評価の検証

中期計画の小項目ごとに、法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、達成状況について上記の4段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。

また、必要に応じて、特筆すべき点や達成できなかった点についてコメントを付す。

ウ 評価委員会による評価

小項目ごとの評価結果と特記事項の記載に基づき、大項目ごとに達成状況について、S、A、B、C、Dランクの5段階で評価する。

なお、小項目ごとの評価結果については、あらかじめ法人が項目ごとの重要性を考慮して設定したウェイトを踏まえて評価する。

ランク	評 価 基 準
S	中期目標の達成状況が非常に優れている。(特に認める場合)
A	中期目標の達成状況が良好である。(すべてⅢ～Ⅳ)
B	中期目標の達成状況がおおむね良好である。(Ⅲ～Ⅳが9割以上)
C	中期目標の達成状況が不十分である。(Ⅲ～Ⅳが9割未満)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。(特に認める場合)

※大項目で「Ⅲ～Ⅳが9割未満」の場合については、Ⅱ以下となった項目の重要性・計画の実施状況等を勘案した上で、総合的に評価する。

② 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、事業の実施状況、業務の運営状況など、法人の活動全体について記述式により評価する。

4 報告書の提出

報告書は、別紙様式により、中期目標の期間の終了後3月以内に評価委員会に提出する。

5 評価結果

- (1) 評価結果は、法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、必要があると認めるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- (3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。
- (4) 知事は、前項の報告を受けたときは、議会に報告する。